

歩いて獲得! 健康商品券



平成30年4月より開始した歩いて獲得!健康商品券事業(“歩得”)。1月末までの期間中の取り組み概要についての報告会と、獲得ポイント上位者への商品券と協賛品の贈呈式が2月19日、市保健センターで開催されました。

参加者2345人のうち、98%以上が継続して取り組みました。15%の人が事業開始時より1日平均1000歩以上増加し、医療機関受診回数や服薬量の減少、血液検査値の改善などの効果がありました。また、データ平均送信率は91.9%で、他自治体

の58.1%を大きく上回り、非常に高い状態が維持されました。

市では今年度も引き続きこの事業に取り組み、積極的に歩くことを推進して医療費適正化や健康社会の構築を目指します。

問い合わせ 健康医療課健康増進係 (☎0259)



歩数計

“歩得”健康商品券事業とは

市内に住民票がある20歳以上の人を対象に、市が配布する歩数計か、スマートフォンアプリを使って歩数を計測。歩数に応じてポイントをため、市内の事業所で使える商品券が獲得できる事業。歩くこと以外でも、健診・検診の受診や指定の講座への参加などでポイントがたまります。

獲得ポイント上位者の声

順位	氏名	地区	獲得ポイント	1日平均歩数
1	小林康広さん	福井	1万7284	2万5382
2	鈴鹿一恵さん	富原	1万7094	2万4500
3	小川進さん	清音上中島	1万6551	2万3957

※獲得ポイントには歩くこと、健診・検診の受診、指定講座などへの参加、雪舟くんの乗車を含む



総合2位
鈴鹿一恵さん

糖尿病を改善しようとチャレンジ。自分一人だとつい甘えてしまいがちですが、競争することで意欲が湧きました。県大の講座に参加して、自分に合った歩行スピードなどを教えていただいたことも効果がありました。体重も数値も下がり、参加して良かったです。



総合1位
小林康広さん

毎朝5時に起きて6時半までと、職場でも昼休みを利用して歩きました。休みの日も5時間ほど歩きます。これまでの生活習慣の改善に加え、“歩得”への参加で10kgのダイエットに成功し、数値も基準内に推移しました。今では職場に向かう途中の人ごみをスイスイと追い越していく自分がいます。



総合3位
小川進さん

健診でメタボや高血圧の判定が出たため歩くことを決意。市役所からの案内に好奇心半分で参加しました。1時間前後の徒歩を1日3回から4回、コースは気が向くまま。1日2万歩を目標に歩くようにしています。受賞が励みになったので、今年もがんばりたいです。

第3回復興ビジョン委員会を開催 計画の素案を提示



市長は「計画は復興へのキックオフ。率直な意見を」とあいさつ

復興ビジョン委員会が2月21日に市役所で開かれ、出席した委員10人に復興計画の素案が示されました。

計画期間は平成31年度から5年間。昨年12月に策定

した復興ビジョンを軸に、高梁川の堤防強化や避難所の整備、避難判断基準の明確化、復興住宅の整備など、各事業の工程を示しています。

市では委員から出された

意見やパブリックコメントの結果を踏まえ、復興計画を策定します。計画は今後の『広報そうじゃ』でお知らせします。

問い合わせ 復興推進室 (☎02570)

神奈川県伊勢原市から

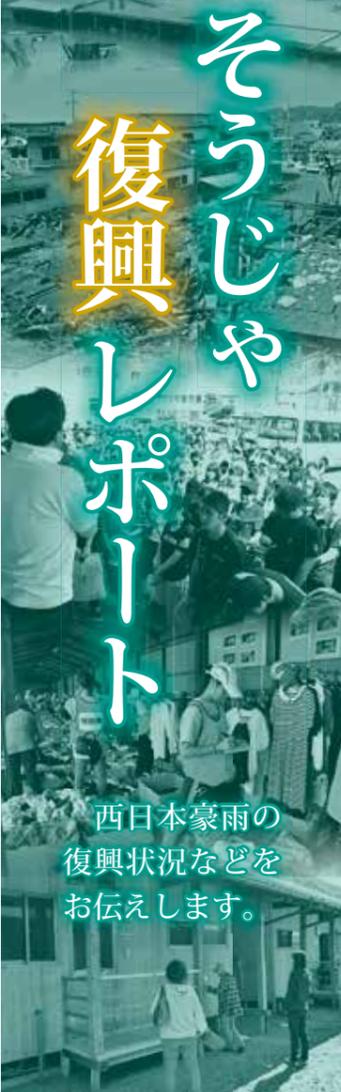


石井 崇史(健康医療課)
総社市民の皆さまのために、微力ではありますが、精一杯がんばります。

新たに1人の応援職員を迎えました。氏名・配属などは次のとおりです。

問い合わせ 総務課職員係 (☎0220)

全国から 総社市役所へ



西日本豪雨の復興状況などをお伝えします。

総社市への支援金 ありがとうございました

9億6285万円

西日本豪雨に伴う支援金は3月6日までに、9億6285万1998円(県からの義援金を含む)をお寄せいただいています。

温かい支援に心よりお礼申し上げます。全員のお名前を掲載するのが本意ではございますが、紙面の都合上100万円以上の寄付をいただいた個人・団体のみ掲載させていただきます。

■高額寄付者(2/8~3/6)
一般社団法人 日本プロサッカー選手会
【敬称略】

■被害状況 被災証明書発行件数(住家のみ)

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
84	169	370	521

3月1日現在

床下浸水などの被害にあった世帯や事業者に対して 「総社市床下浸水等義援金」を支給しています

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで 受付場所 市役所1階ロビー

	世帯	事業者
対象者	・災害時、総社市内に居住していた世帯主(アパートなどの賃貸住宅の住人は除く)	・総社市内の法人の代表者か個人事業主 ・アパートなどの賃貸住宅の貸主
対象物件	・居住していた住家(母屋が対象。離れ、倉庫などは除く)	・屋号を掲示していた事業所か店舗など(倉庫などは除く)
支給要件	・半壊に至らない一部損壊のうち、「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」 ※総社市災害見舞金(20~100万円)を受給している人は対象外 ※市内で調査している浸水区域が対象 ※住家などの屋内に浸水か土砂が流入した状態が対象	
持参品	・印鑑 ・世帯主(事業主)の預金通帳の写し ・身分証明書(申請者の本人確認ができるもの) ・一部損壊「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」の記載がある、り災証明書か被災証明 ※り災証明書か被災証明がない場合は、被害状況が分かる写真や被害箇所を記した配置図、修繕費の領収書など。詳細はお問い合わせください	

問い合わせ 福祉課床下浸水等義援金窓口 (☎090-3746-6888)